

育児休業実績報告書

請求の時効は事由発生から2年です。

組合員等 記号・番号	公立神奈川	組合員氏名	
(所属コード)	()	育児休業に係る 子の氏名	
所属所名			
電話番号		生年月日	年 月 日
育児休業実績期間	1歳前分	年 月 日 ～	年 月 日
	1歳後分	年 月 日 ～	年 月 日
公立学校共済組合神奈川支部長 様			
年 月 日 報告者			

所属所証明欄	
上記のとおり相違ないことを証明します。	
年 月 日	
所属所長	職名 氏名
	印

※ 所属所長の証明印は、県教育局内の場合、課長の私印も可。

※ 次に該当する場合、□にチェックしてください。

☐	延長給付請求書（第10-6-1号・1歳、1歳6か月分）に、実績期間に係る「特別な事情に該当する事実を証明できる書類（延長事由認定申告書（第10-6-2号）、保育所等入所申込書（写）、入所不承諾通知書等（原本））」を既に添付済み ※入所不承諾通知書等の保育所入所申込（申請）有効期限と入所保留（待機）期間は異なります。
--------------------------	---

※ 延長給付（1歳に達した日以降）の報告には、該当する延長事由の□にチェックし、その事由を証明する書類を添付してください。

延長事由

☐	保育所における保育等の実施が当面行われない 事実を証明する市区町村長が発行する証明書【原本】 （1歳に達する日を含む月以降から常に保育の実施が行われないことがわかる→全月分（報告済を除く）の報告が必要になります。） ※市区町村によって、1枚で確認ができる場合や、複数枚ないと確認できない場合があります。市区町村にご確認ください。
☐	1歳に達する日後の期間、養育を行う予定であった配偶者の負傷・疾病等 → 医師の診断書等及び母子手帳の写し
☐	1歳に達する日後の期間、養育を行う予定であった配偶者との婚姻解消等による別居 → 住民票の写し及び母子手帳の写し
☐	1歳に達する日後の期間、養育を行う予定であった配偶者の死亡 → 住民票の写し及び母子手帳の写し
☐	1歳に達する日後の期間、養育を行う予定であった配偶者が6週間以内に出産予定である又は産後8週間を経過しない → 母子手帳の写し

育児休業実績報告書

請求の時効は事由発生から2年です。

組合員等 記号・番号	公立神奈川 1 2 3 4 5 6	組合員氏名	神奈川 花子
(所属コード)	(4 0 0 4)	育児休業に係る 子の氏名	神奈川 かもめ
所属所名	県立共済高等学校	生年月日	6 年 4 月 12 日
電話番号	045-210-****		
育児休業実績期間	1歳前分	7 年 4 月 1 日 ~ 7 年 4 月 11 日	
	1歳後分	7 年 4 月 12 日 ~ 7 年 4 月 30 日	
公立学校共済組合 1歳以降の延長要件に該当しない場合には、1歳前分のみの報告で構いません。			
実績期間の末日以降の日付		報告者	神奈川 花子
報告者は、組合員本人、所属所長、事務担当者のいずれかとなります。			

実績期間は、該当月に休業した事実のある期間を記載してください。
まとめて報告することも可能ですが、報告までの間は支給されません。
(例:4~6月分をまとめて報告する場合
⇒4月1日~6月30日分を7月1日以降に証明し、同月20日までに報告⇒4~6月分を8月20日に支給)

7 年 4 月 30 日

実績期間の末日以降
かつ報告者記入日
以降の日付

所属所長 職名 県立共済高等学校長
氏名 共済 太郎

之等立神
印学共存
×校済川
×長高県

※ 所属所長の証明印は、県教育局内の場合、課長の私印も可。

※ 次に該当する場合、□にチェックしてください。

☐	延長給付請求書（第10-6-1号・1歳、1歳6か月分）に、実績期間に係る「特別な事情に該当する事実を証明できる書類（延長事由認定申告書（第10-6-2号）、保育所等入所申込書（写）、入所不承諾通知書等（原本））」を既に添付済み ※入所不承諾通知書等の保育所入所申込（申請）有効期限と入所保留（待機）期間は異なります。
--------------------------	---

※ 延長給付（1歳に達した日以降）の報告には、該当する延長事由の□にチェックし、その事由を証明する書類を添付してください。

延長事由

☐	保育所における保育等の実施が当面行われない 事実を証明する市区町村長が発行する証明書（1歳に達する日を含む月以降から常に保育の実施が行われないことがわかる全月分（報告済を除く）の報告が必要になります。） ※市区町村によって、1枚で確認ができる場合や、複数枚ないと確認できない場合があります。市区町村にご確認ください。
☐	1歳に達する日後の期間 養育を行う予定であった配偶者の負傷・疾病等 延長請求書に1歳誕生月の不承諾通知書等を添付した場合でも、誕生月翌月以降の実績報告書を提出する際には、実績期間に係る不承諾通知書等が別に必要となります。 (例:4月の延長請求時に4月の不承諾通知書等を添付した場合、4月の実績報告書には添付書類を省略できますが、5月以降の実績報告書には、5月以降の不承諾通知書等が必要になります)
☐	1歳に達する日後の期間、養育を行う予定であった配偶者の死亡 →住民票の写し及び母子手帳の写し
☐	1歳に達する日後の期間、養育を行う予定であった配偶者が6週間以内に出産予定である又は産後8週間を経過しない →母子手帳の写し